

公益財団法人日本スポーツ協会
スポーツ医・科学研究資料の利用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が定めた研究倫理規程並びに競争的研究資金による研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（以下「不正行為防止規程」という。）に基づき、スポーツ医・科学委員会及びその下に設置された部会、プロジェクト等において収集した研究資料（以下、「スポーツ医・科学研究資料」という。）の利用に関することについて定める。

(利用対象資料)

第2条 スポーツ医・科学研究資料のうち、利用対象となるものは、アンケート、体力測定、メディカルチェック等によって収集された一次資料とする。

(利用対象者)

第3条 スポーツ医・科学研究資料を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 スポーツ医・科学委員会委員として委嘱された者
- 二 スポーツ医・科学委員会の下に設置された部会の部会員、もしくはプロジェクトの班員として委嘱された者
- 三 前2号の者の指導下に入り、かつスポーツ医・科学委員会委員長に承認された者
- 四 本会事務局規程に定める研究職の身分を有する者
- 五 本会事務局規程に定める特別職及び一般職の身分を有し、かつスポーツ医・科学委員会委員長に承認された者
- 六 その他、スポーツ医・科学研究分野で特に優れた業績を有し、かつスポーツ医・科学委員会委員長に承認された者

(利用申請)

第4条 スポーツ医・科学研究資料の利用を求める者は、スポーツ医・科学委員会委員長に申請し、承認を得るものとする。

(研究成果の提出)

第5条 スポーツ医・科学研究資料を利用した者は、当該資料を用いて実施した研究の成果をスポーツ医・科学委員会委員長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、スポーツ医・科学委員会の議を経て行う。

附則1

この規程は、令和2年9月23日から施行する。

附則2

令和5年10月12日一部改定